

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,000,000,000
計	6,000,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成19年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年6月27日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	3,373,647,813	3,373,647,813	東京、大阪、名古屋、 福岡、札幌各 証券取引所 〔東京、大阪、名 古屋は市場第一 部〕	完全議決権株式であり、株主 としての権利内容に制限のな い、標準となる株式
計	3,373,647,813	3,373,647,813	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

当社はストックオプションの付与を目的として取締役及び執行役員に対して新株予約権を発行している。

当該新株予約権の内容は次のとおりである。

- ①改正前商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に従い、平成15年6月26日開催の定時株主総会の特別決議に基づき、平成15年7月29日開催の当社取締役会においてその具体的な内容を決議し、平成15年8月11日に発行した新株予約権の内容。

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数	46個	1個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	46,000株	1,000株
新株予約権の行使時の払込金額	315円(注1)	同左
新株予約権の行使期間	平成17年6月27日から 平成21年6月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 315円 資本組入額 158円	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは 当社取締役会の承認を要する ものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものとする。

(1) 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(3) 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

2 (1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(2) 新株予約権の割当てを受けた対象者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を失った後も、これを行使することができるものとする。

また、新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。

(3) 新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は、当社取締役会の承認ある場合を除き、これを認めないものとする。

(4) その他の条件については、平成15年6月26日開催の定時株主総会の特別決議及び平成15年7月29日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

②改正前商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に従い、平成16年6月25日開催の定時株主総会の特別決議に基づき、平成16年7月30日開催の当社取締役会においてその具体的な内容を決議し、平成16年8月11日に発行した新株予約権の内容。

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数	113個	33個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	113,000株	33,000株
新株予約権の行使時の払込金額	289円(注1)	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月26日から 平成22年6月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 289円 資本組入額 145円	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは 当社取締役会の承認を要する ものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものとする。

- (1) 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。
- 2 (1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた対象者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を失った後も、これを行使することができるものとする。
また、新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。
- (3) 新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は、当社取締役会の承認ある場合を除き、これを認めないものとする。
- (4) その他の条件については、平成16年6月25日開催の定時株主総会の特別決議及び平成16年7月30日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

③改正前商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に従い、平成17年6月28日開催の定時株主総会の特別決議に基づき、平成17年7月29日開催の当社取締役会においてその具体的な内容を決議し、平成17年8月11日に発行した新株予約権の内容。

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数	502個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	502,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	294円(注1)	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月29日から 平成23年6月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 294円 資本組入額 147円	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは 当社取締役会の承認を要する ものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものとする。

- (1) 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。
- 2 (1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた対象者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役又は執行役員の地位を失った後も、これを行使することができるものとする。
また、新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。
- (3) 新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は、当社取締役会の承認ある場合を除き、これを認めないものとする。
- (4) その他の条件については、平成17年6月28日開催の定時株主総会の特別決議及び平成17年7月29日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

④会社法第238条第1項及び第2項並びに第240条第1項の定めに従い、平成18年7月31日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成18年8月17日に発行した新株予約権の内容。

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数	663個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	663,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成18年8月18日から 平成48年6月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注1)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは 当社取締役会の承認を要する ものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)	同左

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が平成43年6月28日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成43年6月29日から平成48年6月28日
- ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、

当社取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。
- (6) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は、当社取締役会の承認のある場合を除き、これを認めないものとする。
- (7) その他の条件については、平成18年6月28日開催の定時株主総会決議及び平成18年7月31日開催の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数は、残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、残存新株予約権に定められた事項に準じて決定する。
- (4) 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行行使することができる期間は、上記表中「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表中「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項は、残存新株予約権に定められた事項に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項は、残存新株予約権に定められた事項に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件は、上記（注1）に準じて決定する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はない。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成13年4月1日～ 平成14年3月31日	620	3,373,647	153,808	265,608,781	153,187	203,536,197

(注) 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間の増加分は転換社債の株式転換による。

なお、平成14年4月1日以降、発行済株式総数、資本金及び資本準備金に変動はない。

(5) 【所有者別状況】

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	2	266	168	2,397	632	82	287,296	290,843	—
所有株式数 (単元)	27	1,071,081	63,001	214,043	1,065,504	200	948,480	3,362,336	11,311,813
所有株式数 の割合(%)	0.00	31.86	1.87	6.37	31.69	0.00	28.21	100.00	—

(注) 1 自己株式は17,800,599株であり、「個人その他」の欄に17,800単元及び「単元未満株式の状況」の欄に599株を含めて記載している。

2 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が104単元含まれている。

(6) 【大株主の状況】

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
ステート ストリート バンク ア ンド トラスト カンパニー (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行兜町証券決 済業務室)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	239,028	7.1
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社信託口	東京都港区浜松町二丁目11番3号	153,401	4.5
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社信託口	東京都中央区晴海一丁目8番11号	126,071	3.7
野村信託銀行株式会社退職給付 信託三菱東京UFJ銀行口	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	125,666	3.7
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	80,022	2.4
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	63,000	1.9
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社信託口4	東京都中央区晴海一丁目8番11号	60,621	1.8
ザ チェース マンハッタン バン ク エヌ エイ ロンドン (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行兜町証券決 済業務室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	53,798	1.6
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行兜町証券決 済業務室)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	50,778	1.5
野村信託銀行株式会社退職給付 信託三菱UFJ信託銀行口	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	45,934	1.4
計	—	998,321	29.6

(注) 1 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、平成18年11月15日付で株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ証券株式会社、三菱UFJセキュリティーズインターナショナル、三菱UFJ投信株式会社、エム・ユー投資顧問株式会社及びUFJニコス株式会社を共同保有者とする大量保有報告書の変更報告書が関東財務局長に提出され、当社はその写しの送付を受けている。しかしながら、当社としては、平成19年3月31日現在の当該法人の実質所有株式数を完全に確認できないため、上記大株主の状況は、株主名簿の記載内容に基づいて記載している。なお、当該変更報告書による平成18年10月31日現在の株式所有状況は以下のとおりである。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	133,766	4.0
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	108,098	3.2
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	2,404	0.1
三菱UFJセキュリティーズイ ンターナショナル	6 BROADGATE, LONDON EC2M 2AA, UNITED KINGDOM	103	0.0
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	7,024	0.2
エム・ユー投資顧問株式会社	東京都中央区日本橋室町三丁目2番15号	24	0.0
UFJニコス株式会社	東京都文京区本郷三丁目33番5号	67	0.0
計	—	251,486	7.5

- 2 キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー及びその共同保有者であるキャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー、キャピタル・インターナショナル・リミテッド、キャピタル・インターナショナル・インク、キャピタル・インターナショナル・エス・エイから、平成18年11月28日付及び平成19年3月5日付で大量保有報告書の変更報告書が関東財務局長に提出され、当社はその写しの送付を受けている。

しかしながら、当社としては、平成19年3月31日現在の当該法人の実質所有株式数を完全に確認できないため、上記大株主の状況は、株主名簿の記載内容に基づいて記載している。

なお、当該変更報告書による平成19年2月26日現在の株式所有状況は以下のとおりである。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー	333 SOUTH HOPE STREET, LOS ANGELES, CA 90071, U. S. A.	216,799	6.4
キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー	11100 SANTA MONICA BOULEVARD, 15 th FL., LOS ANGELES, CA 90025, U. S. A.	30,577	0.9
キャピタル・インターナショナル・リミテッド	25 BEDFORD STREET, LONDON, ENGLAND WC2E 9HN	41,584	1.2
キャピタル・インターナショナル・インク	11100 SANTA MONICA BOULEVARD, 15 th FL., LOS ANGELES, CA 90025, U. S. A.	10,918	0.3
キャピタル・インターナショナル・エス・エイ	3 PLACE DES BERGUES, 1201 GENEVA, SWITZERLAND	7,891	0.2
計	—	307,771	9.1

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 17,800,000	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
	(相互保有株式) 普通株式 262,000	—	同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,344,274,000	3,344,274	同上
単元未満株式	普通株式 11,311,813	—	同上
発行済株式総数	3,373,647,813	—	—
総株主の議決権	—	3,344,274	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が、104,000株(議決権104個)含まれている。

2 株主名簿上当社が発行済株式総数の4分の1を超えて所有している会社名義となっているが実質的には当該会社が所有していない株式が3,241株あり、「完全議決権株式(その他)」欄に3,000株(議決権3個)及び「単元未満株式」欄に241株を含めて記載している。

3 「単元未満株式」欄には以下の自己株式及び相互保有株式が含まれている。

当社所有	599株
日本建設工業(株)	765株
(株)東北機械製作所	500株

② 【自己株式等】

平成19年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 三菱重工業(株)	東京都港区港南二丁目16番5号	17,800,000	0	17,800,000	0.53
(相互保有株式) 日本建設工業(株)	東京都中央区月島四丁目12番5号	72,000	0	72,000	0.00
(株)東北機械製作所	秋田市茨島一丁目2番3号	2,000	0	2,000	0.00
(株)菱友システムズ	東京都港区高輪二丁目19番13号	40,000	0	40,000	0.00
(株)寺田鉄工所	広島県福山市新浜町二丁目4番16号	20,000	0	20,000	0.00
三菱ハイテック(株)	長崎県諫早市貝津町2165番地	3,000	0	3,000	0.00
神戸発動機(株)	兵庫県明石市二見町南二見1	125,000	0	125,000	0.00
計	—	18,062,000	0	18,062,000	0.54

(注) 株主名簿上当社が発行済株式総数の4分の1を超えて所有している会社名義となっているが実質的には当該会社が所有していない株式が3,241株あり、上記①の「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄に3,000株(議決権3個)及び「単元未満株式」欄に241株を含めて記載している。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、取締役及び執行役員に対して新株予約権証券を付与する決議を行っている。当該決議に係るストックオプション制度の内容は次のとおりである。

①平成15年6月26日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

決議年月日	平成15年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役29名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

②平成16年6月25日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

決議年月日	平成16年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役27名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

③平成17年6月28日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

決議年月日	平成17年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役15名及び執行役員11名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

④平成18年7月31日開催の当社取締役会において決議されたストックオプション制度

決議年月日	平成18年7月31日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役15名及び執行役員10名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 改正前商法第221条第6項及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

改正前商法第221条第6項による取得

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	10,144	5,778,858
当期間における取得自己株式	—	—

会社法第155条第7項による取得

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	159,004	87,174,117
当期間における取得自己株式	39,085	29,126,477

(注) 当期間における取得自己株式には平成19年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる取得自己株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(単元未満株式の買増請求、新株予約権の行使に伴う処分)	647,590	183,452,409	126,370	36,047,730
保有自己株式数	17,800,599	—	17,713,314	—

(注) 当期間における保有自己株式数には平成19年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの保有自己株式数の変動は反映されておりません。

3 【配当政策】

当社は、利益水準や、企業体質の一層の強化及び今後の事業展開のための内部留保を総合的に勘案した上で、配当については株主の期待にこたえるように努めてきた。

当社は、定款の定めにより、毎年9月30日を基準日とする中間配当金及び毎年3月31日を基準日とする期末配当金の年2回の剰余金の配当を行っており、これらの剰余金の配当を決定する機関は、中間配当金については取締役会、期末配当金については株主総会としている。

当事業年度に係る剰余金の配当については、上記の方針に基づき、期末配当金を1株につき3円とし、平成18年12月に支払った中間配当金（1株につき3円）と合わせ、1株当たり6円としている。また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めている。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は、以下のとおりである。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成18年10月31日 取締役会決議	10,066	3.0
平成19年6月27日 定時株主総会決議	10,067	3.0

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
最高(円)	455	388	347	567	776
最低(円)	260	246	276	269	448

(注) 株価は、株式会社東京証券取引所(市場第一部)の市場相場である。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年10月	平成18年11月	平成18年12月	平成19年1月	平成19年2月	平成19年3月
最高(円)	548	520	531	620	724	776
最低(円)	498	488	497	526	600	622

(注) 株価は、株式会社東京証券取引所(市場第一部)の市場相場である。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長 (代表取締役)		西岡 喬	昭和11年5月3日生	昭和34年4月 平成元年7月 同 3年6月 同 4年6月 同 5年4月 同 7年4月 同 7年6月 同 10年6月 同 11年6月 同 12年6月 同 15年6月 同 16年6月 同 17年1月 同 18年1月 新三菱重工業株式会社入社 当社航空機・特車事業本部名古屋航空宇宙システム製作所副所長 当社航空機・特車事業本部名古屋航空宇宙システム製作所長 当社取締役、航空機・特車事業本部名古屋航空宇宙システム製作所長 当社取締役、名古屋航空宇宙システム製作所長 当社取締役、航空機・特車事業本部副事業本部長 当社常務取締役、航空機・特車事業本部長 当社取締役副社長、航空機・特車事業本部長 当社取締役社長 三菱自動車工業株式会社取締役兼務 当社取締役会長 三菱商事株式会社取締役兼務 東京電力株式会社監査役兼務 三菱自動車工業株式会社取締役会長兼務 日本郵政株式会社取締役兼務	(注) 3	115
取締役社長 (代表取締役)		佃 和夫	昭和18年9月1日生	昭和43年4月 平成7年12月 同 11年4月 同 11年6月 同 12年4月 同 14年4月 同 14年10月 同 15年6月 当社入社 当社高砂製作所副所長 当社名古屋機器製作所長 当社取締役、名古屋機器製作所長 当社取締役、産業機器事業部長 当社常務取締役、海外戦略本部長兼産業機器事業部長 当社常務取締役、海外戦略本部長 当社取締役社長	(注) 3	44
取締役 副社長 執行役員 (代表取締役)	取締役社長補佐、社長室長並びに内部監査、CSR推進、総務、法務、人事、海外戦略、冷熱、紙・印刷機械及び工作機械担当、その他社長特命事項担当	江川 豪雄	昭和19年11月2日生	昭和42年4月 平成8年4月 同 11年5月 同 11年6月 同 14年6月 同 15年6月 同 17年4月 同 17年6月 同 18年4月 同 19年4月 当社入社 当社航空機・特車事業本部航空機部長 当社社長室調査役 ミツビシ・ヘビー・インダストリーズ・アメリカ・インコーポレーテッド取締役社長 当社取締役、海外戦略本部調査役 当社取締役、海外戦略本部長 ミツビシ・ヘビー・インダストリーズ・アメリカ・インコーポレーテッド取締役社長退任 当社常務取締役、海外戦略本部長 当社取締役、常務執行役員、海外戦略本部長 当社取締役、常務執行役員、社長室長兼海外戦略本部長 当社取締役、副社長執行役員、社長室長	(注) 3	42

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 副社長 執行役員 (代表取締役)	取締役社長 補佐, もの づくり革新 推進担当, その他社長 特命事項担 当	大 宮 英 明	昭和21年7月25日生	昭和44年6月 平成11年6月 同 13年4月 同 14年4月 同 14年6月 同 15年4月 同 15年6月 同 17年6月 同 19年4月	当社入社 当社名古屋航空宇宙システム製作 所副所長 当社産業機器事業部副事業部長 当社冷熱事業本部副事業本部長 当社取締役, 冷熱事業本部副事業 本部長 当社取締役, 冷熱事業本部長 株式会社東洋製作所取締役兼務 当社取締役, 常務執行役員, 冷熱 事業本部長 当社取締役, 副社長執行役員	(注) 3	42
取締役 常務 執行役員 (代表取締役)	原子力事業 本部長	浦 谷 良 美	昭和21年10月26日生	昭和46年4月 平成11年4月 同 13年4月 同 14年6月 同 16年4月 同 17年6月	当社入社 当社神戸造船所副所長 当社神戸造船所所長 当社取締役, 神戸造船所所長 当社常務取締役, 原子力事業本部長 当社取締役, 常務執行役員, 原子 力事業本部長	(注) 3	57
取締役 常務 執行役員 (代表取締役)	機械・鉄構 事業本部長	高 岡 力	昭和20年7月13日生	昭和43年4月 平成10年4月 同 14年4月 同 15年6月 同 16年4月 同 17年6月 同 18年5月	当社入社 当社名古屋誘導推進システム製作 所副所長 当社名古屋誘導推進システム製作 所所長 当社取締役, 名古屋誘導推進シス テム製作所所長 当社常務取締役, 機械事業本部長 当社取締役, 常務執行役員, 機械 事業本部長 当社取締役, 常務執行役員, 機 械・鉄構事業本部長	(注) 3	33
取締役 常務 執行役員 (代表取締役)	原動機事業 本部長	福 江 一 郎	昭和21年10月28日生	昭和46年4月 平成10年6月 同 13年4月 同 14年6月 同 16年4月 同 17年4月 同 17年6月	当社入社 当社高砂製作所副所長 当社高砂製作所所長 当社取締役, 高砂製作所所長 当社取締役, 原動機事業本部副事 業本部長 当社常務取締役, 原動機事業本部長 当社取締役, 常務執行役員, 原動 機事業本部長	(注) 3	85
取締役 常務 執行役員 (代表取締役)	航空宇宙事 業本部長	戸 田 信 雄	昭和20年9月26日生	昭和44年6月 平成11年6月 同 14年4月 同 15年6月 同 17年4月 同 17年6月	当社入社 当社名古屋航空宇宙システム製作 所副所長 当社名古屋航空宇宙システム製作 所所長 当社取締役, 名古屋航空宇宙シス テム製作所所長 当社常務取締役, 航空宇宙事業本 部長兼名古屋航空宇宙システム製 作所所長 当社取締役, 常務執行役員, 航空 宇宙事業本部長	(注) 3	56

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 常務 執行役員 (代表取締役)	経理, 資金 及び資材担 当	菅 宏	昭和21年12月6日生	昭和44年7月 平成11年4月 同 14年4月 同 15年6月 同 17年4月 同 17年6月	当社入社 当社資金部長 当社経理部長 当社取締役, 経理部長 当社常務取締役 当社取締役, 常務執行役員 三菱自動車工業株式会社監査役兼務	(注) 3	27
取締役 常務 執行役員 (代表取締役)	技術本部長 及び情報シ ステム担当	青木素直	昭和22年11月21日生	昭和47年4月 平成12年6月 同 15年6月 同 17年1月 同 17年6月 同 18年4月	当社入社 当社技術本部高砂研究所長 当社取締役, 技術本部高砂研究所長 当社取締役, 技術本部長 当社取締役, 執行役員, 技術本部長 当社取締役, 常務執行役員, 技術本部長	(注) 3	22
取締役 常務 執行役員 (代表取締役)	汎用機・特 車事業本部長	吉田雄彦	昭和23年1月2日生	昭和45年4月 平成14年4月 同 15年4月 同 15年6月 同 16年3月 同 17年6月 同 18年4月	当社入社 当社汎用機・特車事業本部産業車両総括部長 当社汎用機・特車事業本部副事業部長 当社取締役, 汎用機・特車事業本部副事業部長 当社取締役, 汎用機・特車事業本部長 当社取締役, 執行役員, 汎用機・特車事業本部長 当社取締役, 常務執行役員, 汎用機・特車事業本部長	(注) 3	62
取締役 常務 執行役員 (代表取締役)	船舶・海洋 事業本部長	飯島史郎	昭和22年3月12日生	昭和46年4月 平成12年4月 同 16年4月 同 17年6月 同 18年4月 同 18年6月 同 19年4月	当社入社 当社長崎造船所副所長 当社長崎造船所所長 当社執行役員, 長崎造船所所長 当社執行役員, 船舶・海洋事業本部長 当社取締役, 執行役員, 船舶・海洋事業本部長 当社取締役, 常務執行役員, 船舶・海洋事業本部長	(注) 3	13
取締役 執行役員	紙・印刷機 械事業部長	和木坂史生	昭和22年4月5日生	昭和45年4月 平成15年4月 同 17年4月 同 17年6月 同 18年6月	当社入社 当社紙・印刷機械事業部副事業部長 当社紙・印刷機械事業部長 当社執行役員, 紙・印刷機械事業部長 当社取締役, 執行役員, 紙・印刷機械事業部長	(注) 3	18
取締役 執行役員	工作機械事 業部長	渡部健	昭和22年8月16日生	昭和47年4月 平成13年4月 同 17年3月 同 17年6月 同 18年6月	当社入社 当社工作機械事業部副事業部長 当社工作機械事業部長 当社執行役員, 工作機械事業部長 当社取締役, 執行役員, 工作機械事業部長	(注) 3	13

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		佐々木幹夫	昭和12年10月8日生	昭和35年4月 平成4年6月 同 6年6月 同 10年4月 同 13年6月 同 16年4月 三菱商事株式会社入社 同社取締役 同社常務取締役 同社取締役社長 当社取締役兼務 三菱商事株式会社取締役会長	(注)3	31
取締役		和田明広	昭和9年1月3日生	昭和31年4月 同 61年9月 平成2年9月 同 4年9月 同 6年9月 同 11年6月 同 17年6月 トヨタ自動車工業株式会社入社 トヨタ自動車株式会社取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 同社取締役副社長 アイシン精機株式会社取締役会長 同社相談役 当社取締役兼務	(注)3	24
取締役		坂本吉弘	昭和13年10月4日生	昭和37年4月 平成3年6月 同 4年6月 同 5年6月 同 6年12月 同 8年8月 同 10年10月 同 15年6月 同 16年6月 同 18年4月 同 19年4月 同 19年6月 通商産業省入省 同省基礎産業局長 同省機械情報産業局長 同省通商政策局長 同省通商産業審議官 同省顧問 財団法人日本エネルギー経済研究所理事長 アラビア石油株式会社代表取締役社長 AOCホールディングス株式会社代表取締役社長 同社代表取締役社長退任 アラビア石油株式会社代表取締役社長退任 当社顧問 当社取締役	(注)3	5
監査役 (常勤監査役)		稲熊豊彦	昭和20年8月22日生	昭和44年4月 平成10年6月 同 14年4月 同 16年6月 当社入社 当社神戸造船所副所長 当社機械事業本部機械業務部長 当社監査役	(注)4	15
監査役 (常勤監査役)		中本興伸	昭和27年1月7日生	昭和49年4月 平成14年4月 同 17年7月 同 19年6月 当社入社 当社人事部長 当社内部監査室長 当社監査役	(注)5	12
監査役		岸 暁	昭和5年3月29日生	昭和28年4月 同 58年6月 同 60年7月 同 63年6月 平成4年2月 同 8年4月 同 10年1月 同 12年6月 同 14年6月 同 18年1月 株式会社三菱銀行入行 同行取締役 同行常務取締役 同行専務取締役 同行副頭取 株式会社東京三菱銀行副頭取 同行頭取 同行取締役会長 同行相談役 当社監査役兼務 株式会社三菱東京UFJ銀行相談役	(注)6	8

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役		中野豊士	昭和10年12月16日生	昭和34年4月 三菱信託銀行株式会社入社 同 62年6月 同社取締役 同 63年6月 同社常務取締役 平成2年6月 同社専務取締役 同 5年6月 同社取締役副社長 同 7年6月 同社取締役社長 同 11年6月 同社取締役会長 同 15年6月 当社監査役兼務 同 16年4月 三菱信託銀行株式会社最高顧問 同 17年10月 三菱UFJ信託銀行株式会社最高顧問	(注)5	8
監査役		野村吉三郎	昭和9年6月10日生	昭和34年4月 全日本空輸株式会社入社 同 58年6月 同社取締役 平成3年6月 同社常務取締役 同 5年6月 同社専務取締役 同 9年6月 同社取締役社長 同 13年4月 同社取締役会長 同 17年4月 同社最高顧問 同 17年6月 当社監査役兼務	(注)6	4
計						736

- (注) 1 取締役佐々木幹夫、和田明広及び坂本吉弘は、会社法第2条第15号に定める社外取締役である。
- 2 監査役岸 暁、中野豊士及び野村吉三郎は、会社法第2条第16号に定める社外監査役である。
- 3 取締役の任期は、平成19年6月27日開催の定時株主総会における選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。
- 4 監査役稲熊豊彦の任期は、平成16年6月25日開催の定時株主総会における選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。
- 5 監査役中本興伸及び中野豊士の任期は、平成19年6月27日開催の定時株主総会における選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。
- 6 監査役岸 暁及び野村吉三郎の任期は、平成17年6月28日開催の定時株主総会選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。
- 7 当社は、執行役員制を導入している。

(御参考) 平成19年6月27日現在の執行役員の陣容は次のとおりである。

地位	氏名	担当業務
*取締役社長	佃 和夫	
*副社長執行役員	江川 豪雄	社長室長及び人事担当
*副社長執行役員	大宮 英明	ものづくり革新推進担当
*常務執行役員	浦谷 良美	原子力事業本部長
*常務執行役員	高岡 力	機械・鉄構事業本部長
*常務執行役員	福江 一郎	原動機事業本部長
*常務執行役員	戸田 信雄	航空宇宙事業本部長
*常務執行役員	菅 宏	経理、資金及び資材担当
*常務執行役員	青木 素直	技術本部長及び情報システム担当
*常務執行役員	吉田 雄彦	汎用機・特車事業本部長
*常務執行役員	飯島 史郎	船舶・海洋事業本部長
*執行役員	和木坂 史生	紙・印刷機械事業部長
*執行役員	渡部 健	工作機械事業部長
執行役員	松岡 利行	船舶・海洋事業本部副事業本部長
執行役員	山田 陽二	名古屋航空宇宙システム製作所長
執行役員	安田 勝彦	常務補佐 (内部監査, CSR推進, 総務及び法務担当)
執行役員	井上 裕	原子力事業本部副事業本部長
執行役員	澤 明	神戸造船所長
執行役員	川井 昭陽	名古屋誘導推進システム製作所長
執行役員	宮永 俊一	機械・鉄構事業本部副事業本部長
執行役員	新谷 誠	広島製作所長
執行役員	原 寿	下関造船所長
執行役員	西沢 隆人	機械・鉄構事業本部プラント・交通システム事業センター所長
執行役員	佃 嘉章	原動機事業本部副事業本部長
執行役員	伏屋 紀昭	Mitsubishi Power Systems Americas, Inc. 取締役社長
執行役員	斉藤 卓美	海外戦略本部長
執行役員	和仁 正文	長崎造船所長
執行役員	東間 清信	冷熱事業本部長
執行役員	河本 雄二郎	経理部長
執行役員	二ノ宮 秀明	汎用機・特車事業本部調査役 兼 Mitsubishi Caterpillar Forklift America Inc. 取締役社長
執行役員	前川 篤	高砂製作所長

(注) *印の各氏は、取締役を兼務している。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 基本的な考え方

当社は、顧客第一の信念に立ちつつ、責任ある企業として全てのステークホルダーに配慮した経営を行っている。

また、経営の効率性向上とコンプライアンスの強化を図るため、激変する経済環境にいち早く対応し合理的な意思決定を行う経営システムの革新に努めるとともに、公正で健全な経営の推進に取り組んでいる。また、株主の皆様をはじめ、社外の方々に対する迅速で正確な情報の発信による、経営の透明性向上にも努めている。

(2) 各種施策の実施状況等

ア. 会社の機関の内容

当社は、取締役会において経営の重要な意思決定、業務の執行の監督を行っている。現在、取締役17名中3名を社外から選任し、経営監督機能の強化に努めている。また、業務執行に関する重要事項の審議機関として経営会議を置き、社長を中心とする業務執行体制の中で合議制により審議することで、より適切な経営判断及び業務の執行が可能となる体制を取っている。

なお、当社経営の健全性・透明性をより向上させるとともに、効率性・機動性を高めることを狙いとして、平成17年6月にコーポレート・ガバナンス体制の見直しを実施した。その主な内容は、社外役員の増員、取締役数のスリム化及び取締役の任期短縮並びに執行役員制の導入である。これにより、取締役会の監督機能の強化を図るとともに、経営上の重要事項の決定及び会社経営全般の監督を担う取締役と業務執行を担う執行役員の役割と責任を明確化した。平成19年6月には社外取締役を1名増員し、当社経営意思決定の健全性・透明性の更なる向上を図っている。

なお、当社は、社外取締役及び社外監査役の各氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結している。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1,000万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額である。

イ. 内部統制システムの整備状況

会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議した内容の概要は、以下のとおりである。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制<ol style="list-style-type: none">(1) 当社は法令を遵守し社会規範や企業倫理を重視した公正・誠実な事業活動を行うことを基本理念とし、取締役は自ら率先してその実現に努める。(2) 取締役会は、取締役から付議・報告される事項についての討議を尽くし、経営の健全性と効率性の両面から監督する。また、社外役員の意見を得て監督の客観性と有効性を高める。2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制<ol style="list-style-type: none">(1) 文書管理の基本的事項を社規に定め、取締役の職務執行に係る情報を適切に記録し、保存・管理する。(2) 上記の情報は、取締役及び監査役が取締役の職務執行を監督・監査するために必要と認めるときは、いつでも閲覧できるものとする。3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制<ol style="list-style-type: none">(1) 各種リスクを適切に管理するため、リスクの類型に応じた管理体制を整備し、管理責任の |
|---|

明確化を図るものとする。

- (2) リスクを定期的に評価・分析し、必要な回避策又は低減策を講じるとともに、内部監査によりその実効性と妥当性を監査し、定期的に取り締役会に報告するものとする。
- (3) 重大リスクが顕在化した場合に備え、緊急時に迅速かつ的確な対応ができるよう速やかにトップへ情報を伝達する手段を確保し、また各事業部門に危機管理責任者を配置する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会で事業計画を策定して、全社的な経営方針・経営目標を設定し、社長を中心とする業務執行体制で目標の達成に当たる。
- (2) 経営目標を効率的に達成するため、組織編成、業務分掌及び指揮命令系統等を社規に定める。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス委員会をはじめとした組織体制を整備し、社員行動指針の制定や各種研修の実施等を通じて社員の意識徹底に努める。
- (2) 内部通報制度などコンプライアンスの実効性を高めるための仕組みを整備するほか、コンプライアンスへの取組状況について内部監査を実施し、取締役会に報告する。

6. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 関連会社社長が経営責任を担い独立企業として自主運営を行うとともに、当社グループ全体が健全で効率的な経営を行い連結業績向上に資するよう、当社と関連会社間の管理責任体制、運営要領を定め、関連会社を支援・指導する。
- (2) 当社グループ全体として業務の適正を確保するため、コンプライアンスやリスク管理に関する諸施策は関連会社も含めて推進し、各社の規模や特性に応じた内部統制システムを整備させるとともに、当社の管理責任部門がその状況を監査する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の要請に対応してその円滑な職務遂行を支援するため、監査役室を設置して専属のスタッフを配置する。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室のスタッフは取締役の指揮命令を受けないものとし、また人事異動・考課等は監査役の同意の下に行うものとして、執行部門からの独立性を確保する。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役への報告や情報伝達に関しての取り決めを実施するほか、定期的な意見交換などを通じて適切な意思疎通を図る。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が、社内関係部門及び会計監査人等との意思疎通を図り、情報の収集や調査を行うなど、実効的な監査が行えるよう留意する。

ウ. 内部監査及び監査役監査の状況

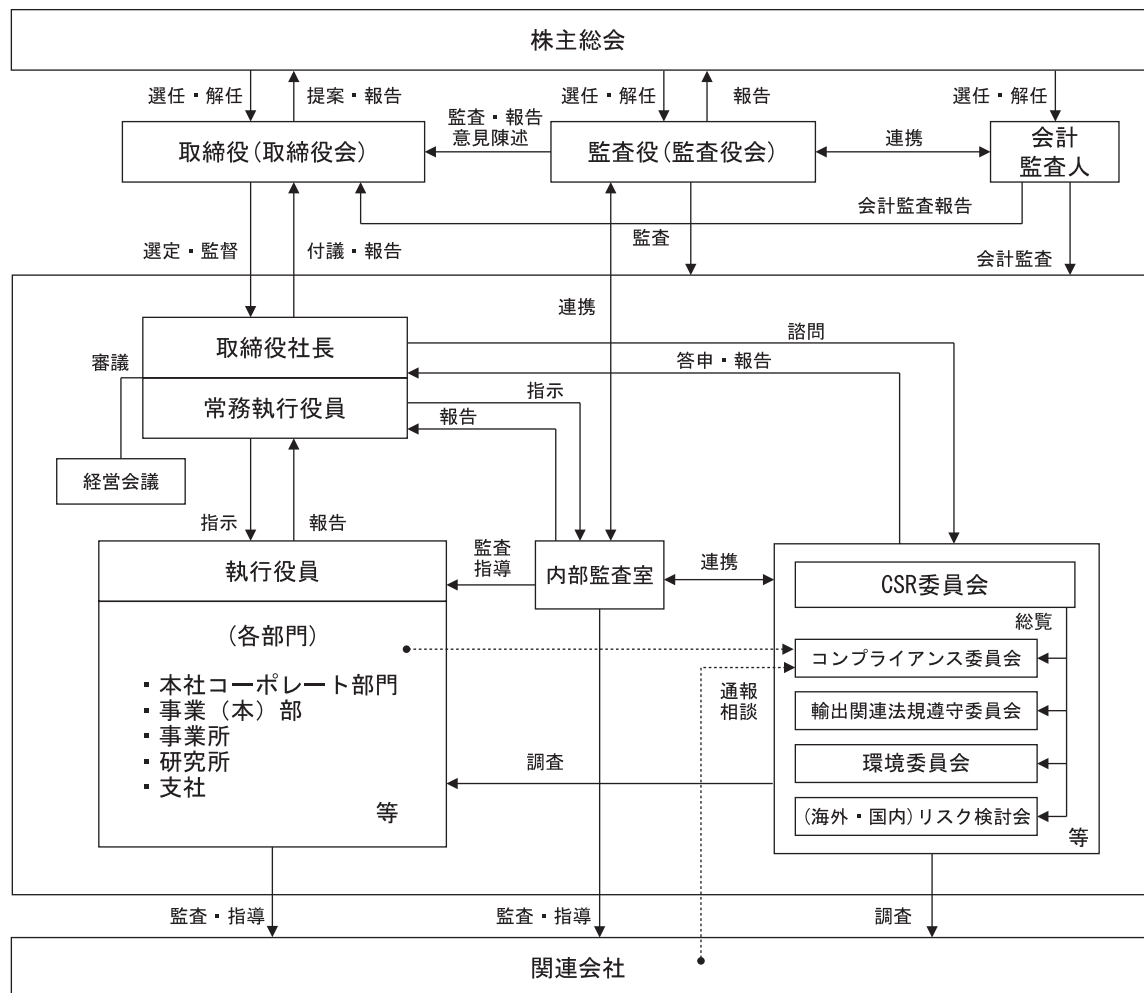
当社は、内部統制システムが有効に機能しているかどうかを内部監査により確認している。内部監査を専任で担当する内部監査室が当年度の内部監査方針を立案し、社内全部門に対して実施指示を行い、各部門の内部監査実施内容や監査結果等を確認するとともに、特定テーマを対象に特別監査

を実施している。

また、当社は監査役設置会社として、監査役が取締役の職務執行状況を監査している。監査役会は監査役5名で構成され、このうち3名が社外監査役である。各監査役は監査役会にて定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会のほか、経営会議や事業計画会議等の重要会議に出席し、経営執行状況の適時的確な把握と監視に努めるとともに、遵法状況の点検・確認、内部統制の整備・運用の状況等の監査を通じ、取締役の職務執行状況を監査している。

監査役は、内部監査室と定期的に情報・意見の交換を行うとともに、内部監査室の実施した監査結果の報告を受けるなど、緊密な連携をとっている。また、会計監査人と定期的な情報・意見の交換を行うとともに、監査結果の報告を受けるほか、適宜会計監査人監査にも立会うなど、緊密な連携をとっている。

当社コーポレート・ガバナンス体制についての模式図（内部統制システムの概要を含む。）は次のとおりである。



エ. 会計監査の状況

当社は会計監査業務を新日本監査法人に委嘱しており、当社の会計監査業務を執行した公認会計士(指定社員・業務執行社員)は平尾幸一、藤田紳、樋澤克彦、石井一郎の4氏であり、継続監査年数は全員が7年以内である。

また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、会計士補等7名である。

(3) 社外取締役及び社外監査役との関係

当社は、社外取締役及び社外監査役との間に、特別の利害関係はない。

(4) 役員報酬及び監査報酬

ア. 役員報酬の内容

区分	人員	報酬額
取締役の報酬 (うち社外取締役の報酬)	17名 (2名)	867百万円 (21百万円)
監査役の報酬 (うち社外監査役の報酬)	5名 (3名)	118百万円 (32百万円)
合計 (うち社外役員報酬)	22名 (5名)	985百万円 (54百万円)

1. 上記のほか、第81回定時株主総会決議及び平成18年7月31日取締役会決議に基づき、社外取締役を除く取締役15名に対し、いわゆる株式報酬型ストックオプションとして総額212百万円相当(割当日現在)の新株予約権を発行している。
2. また、第81回定時株主総会決議に基づき、退職慰労金として同総会終結の時をもって退任した取締役3名に対し総額276百万円を支払っており、退職慰労金の打切り支給額として取締役14名に対し総額1,396百万円及び監査役5名に対し総額93百万円を各人の退任時に支払うこととしている。

イ. 監査報酬

当事業年度に監査法人に支払った監査報酬の額
監査証明に係る報酬 80 百万円

(注)上記の金額は、当社が会社法及び証券取引法に基づき監査証明を受けている新日本監査法人に対する報酬額であり、当社及び当社の連結子会社が当該監査法人に対して支払った監査証明に係る報酬の合計額は184百万円である。なお、この金額には、当社の在外連結子会社が監査証明を受けているErnst & Young等、新日本監査法人以外の監査法人に支払った監査報酬は含まれない。

(5) 取締役の定員

当社は、取締役の定員を40名以内とする旨、定款に定めている。

(6) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する旨、定款に定めている。

(7) 株主総会決議事項を取締役会で決議できることとした事項及びその理由

当社は、経営状況・財産状況、その他の事情に応じて、機動的に自己の株式を取得することができるようにするため、会社法第165条第2項の規定に従い、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨、定款に定めている。

(8) 株主総会の特別決議要件を変更した内容及びその理由

当社は、株主総会の特別決議を適時かつ円滑に行えるようにするため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって行う旨、定款に定めている。